

広島県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

|          |                                                 |            |
|----------|-------------------------------------------------|------------|
| 路線名      | 供用を開始する区間                                       | 供用を開始する日   |
| 一般国道二七五号 | 三次市作木町香淀字唐谷一四五七番四地先から<br>三次市作木町香淀字唐香一〇六八番一一地先まで | 平成二十四年一月五日 |